

作成年月日	プログラム番号	翻案であるか否か	職務著作に該当するか※判断前提は資料3参照	職務著作に該当するか(X主張への高裁見解)	プログラムの作成者	著作物性の有無	プログラムの作成経緯(高裁の認定)	プログラムの作成経緯(X主張)	プログラムの作成経緯(事業団主張)
S53年10月20日まで(X作成)	15 (軌道伝播解析プログラム(B010プログラム))	—	●「法人等の発露」有り: XはECSミッション解析及びそのプログラム群作成に従事していた。本プログラムは、Xが法人等から作成を命じられたものであるといえる。 ●「職務上作成する著作物」該当: ECS用のミッション解析及びそのプログラム群の作成に従事していた中、本プログラムはこのプログラム群に含まれるため。 ●「法人等が自己の著作物の名義の下に公表するもの」該当: 本プログラムは事業団の遂行するECSミッション解析プログラム群に含まれるため、公表する場合は当然事業団名義で公表されるべきものと認められる。	●(X) 控訴人の所属部門においてプログラムの作成は業務として位置づけられていなかった。二支出部職員の間でプログラム作成はほぼ必須。上両部の職員としてECS用ミッション解析プログラム作成を担当し、本プログラムも完成させたのだからXの職務であった。 ●(X) プログラムの作成は事業団により形式的に認可されたが、人的・物的手当てがされなかった。一全証拠を以てこれを裏付ける証拠は見出せなかった。本プログラム15は上司からの指示を受けて作成されたものである。ミッション解析プログラム群を体系化し、ECS用にも用いるようにすべきことは事業団において認可されていた。従って本プログラム15の作成はXの専断であった。 ●(X) 本プログラムはXが大学院時代に購入した文献に基づいて創造したものでありXの「個人」の自由な研究活動の結果として作成された。→Xは宇宙工学を志す人から、事業団に採用され、配置先でECS用プログラム作成を指示されているにもかかわらず大学院時代に購入した文献に基づいてプログラムを作成するのはXの職務である。	●Xが作成者	●著作物性有り ●各ステップの組み合わせ・順序・サブルーチン化等で多様な記載が可能であるところ、作成者の工夫がこらされ、個性が認められる。 ●事業団による「著作物性なし」との主張は採用できない。	●ECS用のミッション解析プログラム群を作成することはS52年6月20日付「静止衛星ミッション解析用プログラムの開発状況及び作業範囲/分担」との文書(※とXの通名)により定業され、同年10月12日に認可された。 ●Xはその後としてECS用ミッション解析プログラム群の作成・とりまとめを担当。 ●S53年6月16日組織改正後、Xは「ECSソフトウェアの体系」とする文書作成、本プログラムを同年10月20日までに完成。 ●本プログラムを含むプログラム群を用いた解析結果「ECSミッション解析(最終版)」が認可された。	●Xが大学院時代に購入した多数の文献に基づいて新たに創作した。 ●「ECSミッション解析計画」はXの職務ではなく事業団にとって必要な業務一個人研究である。 ●Xの職場の開発発部門は、本プログラムの作成を指示したが、指示内容は簡易であった。 ※事業団の状況 S53年度の予算要求書と認可書には「ECSミッション解析」項目なし→当該作業を事業団は想定していない→Xの職務とされていない。	●「ECSミッション解析」の作成計画進行中に当該部門に異動して初めて作成に参与することになった。 ●X所属部門の「人工衛星の設計」業務はミッション解析を含む概念である。
S54年9月頃まで(X作成)	19 (ドップラー変化による衛星運動解析プログラム(B061プログラム))	—	●「法人等の発露」有り: 事業団が電波トラブルを受け原因究明のため認可し、XとCRCとが本プログラムの作成を担当し、共同でプログラミングを行った。従って事業団から作成を命じられた又は事業団の承認を得て作成したといえる。 ●「職務上作成する著作物」該当: 作成過程から、明らかである。 ●「法人等が自己の著作物の名義の下に公表するもの」該当: 公表されるとすれば、当然事業団の名義により公表されるべきものである。	●(X) 控訴人の所属部門においてプログラムの作成は業務として位置づけられていなかった。二支出部職員の間でプログラム作成はほぼ必須。上両部の職員としてECS用ミッション解析プログラム作成を担当し、本プログラムも完成させたのだからXの職務であった。 ●(X) プログラムの作成は事業団により形式的に認可されたが、人的・物的手当てがされなかった。一全証拠を以てこれを裏付ける証拠は見出せなかった。本プログラム15は上司からの指示を受けて作成されたものである。ミッション解析プログラム群を体系化し、ECS用にも用いるようにすべきことは事業団において認可されていた。従って本プログラム15の作成はXの専断であった。 ●(X) 本プログラムはXが大学院時代に購入した文献に基づいて創造したものでありXの「個人」の自由な研究活動の結果として作成された。→Xは宇宙工学を志す人から、事業団に採用され、配置先でECS用プログラム作成を指示されているにもかかわらず大学院時代に購入した文献に基づいてプログラムを作成するのはXの職務である。	●Xが作成者	—	●Xは、S54年9月頃まで、本プログラム15をそのまま、又は本プログラム15の作成のサブルーチン化を改修・発展させ本プログラムを作成。 ●本プログラム15同様、ECSミッション解析プログラム群に含まれるプログラムである。	●Xが大学院時代に購入した多数の文献に基づいて新たに創作した。 ●「ECSミッション解析計画」はXの職務ではなく事業団にとって必要な業務一個人研究である。 ●Xの職場の開発発部門は、本プログラムの作成を指示したが、指示内容は簡易であった。 ※事業団の状況 S53年度の予算要求書と認可書には「ECSミッション解析」項目なし→当該作業を事業団は想定していない→Xの職務とされていない。	●「ECSミッション解析」の作成計画進行中に当該部門に異動して初めて作成に参与することになった。 ●X所属部門の「人工衛星の設計」業務はミッション解析を含む概念である。
S54年7月頃(認可)～S55年3月(納品)	4 (SPD)	—	●「法人等の発露」有り: 事業団が電波トラブルを受け原因究明のため認可し、XとCRCとが本プログラムの作成を担当し、共同でプログラミングを行った。従って事業団から作成を命じられた又は事業団の承認を得て作成したといえる。 ●「職務上作成する著作物」該当: 作成過程から、明らかである。 ●「法人等が自己の著作物の名義の下に公表するもの」該当: 公表されるとすれば、当然事業団の名義により公表されるべきものである。	●(X) 控訴人の所属部門においてプログラムの作成は業務として位置づけられていなかった。二支出部職員の間でプログラム作成はほぼ必須。上両部の職員としてECS用ミッション解析プログラム作成を担当し、本プログラムも完成させたのだからXの職務であった。 ●(X) プログラムの作成は事業団により形式的に認可されたが、人的・物的手当てがされなかった。一全証拠を以てこれを裏付ける証拠は見出せなかった。本プログラム15は上司からの指示を受けて作成されたものである。ミッション解析プログラム群を体系化し、ECS用にも用いるようにすべきことは事業団において認可されていた。従って本プログラム15の作成はXの専断であった。 ●(X) 本プログラムはXが大学院時代に購入した文献に基づいて創造したものでありXの「個人」の自由な研究活動の結果として作成された。→Xは宇宙工学を志す人から、事業団に採用され、配置先でECS用プログラム作成を指示されているにもかかわらず大学院時代に購入した文献に基づいてプログラムを作成するのはXの職務である。	●CRCの従業員ら・Xの共同で作成 ●Xらの指示監督のもと、CRC・Xが共同でプログラミング作業を行った。	—	●S54年2月6日OEGS(あやめ)のトラブルを受け、事業団が着手した解析作業の一として数億円の衛星の運動を解析する作業があり、同解析のために作成されたのが、本プログラムである。 ●本プログラム作成計画はS54年7月頃まで事業団において認可され、X、事業団他部門の担当。 ●事業団・CRC間でプログラム作成等の委託契約締結。実績ベースでの対価支払。 ●CRCは本プログラムのコーディングを行い、X、oらと不具合の改修等を行った後、S55年3月、事業団に納入した。	●事業団・CRC間の契約は部分的な単独作業の単独契約・作成費用を事業団が一部負担したのみ→事業団による創作的な作成とはいえない。 ●CRC担当者により基礎数式の理解からコーディングまで行われ、S55年3月に本プログラムが納品された。	●S54年2月6日打ち上げられた「あやめ」の電波トラブルを受け、Xが原因究明のための解析を行うためアルゴリズムを作成し、事業団において認可された。 ●CRC担当者により基礎数式の理解からコーディングまで行われ、S55年3月に本プログラムが納品された。
S55年4月(委託契約締結)～S55年5月(納品)	5 (DOPPLER(B063))	—	●「法人等の発露」有り: 事業団において認可され、CRCがXの式のもとと共同でプログラミングを行ったものであり、事業団から作成を命じられた又は事業団の承認を得て作成したものであるといえる。 ●「職務上作成する著作物」該当: 作成過程から、明らかである。 ●「法人等が自己の著作物の名義の下に公表するもの」該当: 公表されるとすれば、当然事業団の名義により公表されるべきものである。	●(X) 控訴人の所属部門においてプログラムの作成は業務として位置づけられていなかった。二支出部職員の間でプログラム作成はほぼ必須。上両部の職員としてECS用ミッション解析プログラム作成を担当し、本プログラムも完成させたのだからXの職務であった。 ●(X) プログラムの作成は事業団により形式的に認可されたが、人的・物的手当てがされなかった。一全証拠を以てこれを裏付ける証拠は見出せなかった。本プログラム15は上司からの指示を受けて作成されたものである。ミッション解析プログラム群を体系化し、ECS用にも用いるようにすべきことは事業団において認可されていた。従って本プログラム15の作成はXの専断であった。 ●(X) 本プログラムはXが大学院時代に購入した文献に基づいて創造したものでありXの「個人」の自由な研究活動の結果として作成された。→Xは宇宙工学を志す人から、事業団に採用され、配置先でECS用プログラム作成を指示されているにもかかわらず大学院時代に購入した文献に基づいてプログラムを作成するのはXの職務である。	●CRCの従業員ら・Xの共同で作成 ●Xの指揮監督のもと、CRC・Xが共同でプログラミング作業を行った。	—	●S55年4月、本プログラムの作成計画が事業団において認可された。 ●同時期、本プログラム作成・計算機支援に係る契約がCRC・事業団間で締結された。 ●Xは、S55年4月初旬、CRCと本プログラム開発について打ち合わせし、指示を出した。 ●一部は従前に作成されたプログラムを改修使用。(19?) ●とCRC共同で本プログラム検証確認等を行い、S55年5月に報告書が納入された。一対価が事業団から支払われた。	●事業団・CRC間の契約は部分的な単独作業の単独契約・作成費用を事業団が一部負担したのみ→事業団による創作的な作成とはいえない。 ●本プログラム19の二次的著作物である一著作権・著作者人格権はXに帰属	●S54年2月6日打ち上げられた「あやめ」の電波トラブルを受け、Xが原因究明のための解析を行うためアルゴリズムを作成し、事業団において認可された。 ●CRC担当者により基礎数式の理解からコーディングまで行われ、S55年3月に本プログラムが納品された。
S56年10月(X作成)	12 (KALMANオリジナル6次元)	—	●「法人等の発露」有り: 業務に従事する者の職務の遂行上、作成が予定又は予期されるものであった。Xの研究中の職務は「海外研修計画」に記載したとおりである。 ●「職務上作成する著作物」該当: 業務に従事する者の職務の遂行上、作成が予定又は予期されるものであった。Xの研究中の職務は「海外研修計画」に記載したとおりである。 ●「法人等が自己の著作物の名義の下に公表するもの」該当: 論文(甲5)には本プログラムのソースコード・オブジェクトコードは記載されておらず、X名義で公表されたとはいえない。公表されるとすれば事業団の名義のもとに公表されるべきものといえる。	●(X) CNESへの留学は個人留学であって、休職中に個人の研究を継続し、本プログラムを作成した。→7割とはいえず事業団の給与がXのフランス生活を支えた。 ●(X) 事業団は本プログラムの作成費用・CNESのコンピュータ使用料を負担していない。→事業団による給与がXのフランスでの生活を支えていたのだから、事業団が間接的に本プログラムの作成費用を負担していることとなる。 ●業務遂行において留学中開発したプログラム法則は「衛星の軌道計算(56年10月15日付)」に記載されていたとしても、業務遂行は規定により「事業団の意思決定するもの」に関するもの等には用いないとされており、当該内容の業務遂行によって、Xが留学中に作成したプログラムへの権利帰属を認められてはいない。	●Xが作成者	●著作物性有り ●各ステップの組み合わせ・順序・サブルーチン化等で多様な記載が可能であるところ、作成者の工夫がこらされ、個性が認められる。 ●本プログラムは、公知のカルマンフィルタを単にプログラムに書き換えただけのものではなく、公知のカルマンフィルタを利用してまとまったプログラム体系を構築し、記載したところに創作性が認められる。	●S55年2月フランス政府留学生試験に合格。(事業団の推薦状あり) ●事業団の留学規定により同様の留学が「外国出張」として取り扱われるか否か決定。 ●Xは、事業団が承認したS55年度海外委託研修生(海外出張扱い)として同時にフランス政府留学生として、S55年8月14日からCNESに留学。 ●S56年8月18日より、1年間休職し、留学を延長(→S57年2月17日)。 ●Xは、S56年10月ランデブー解析プログラム「TAKAKO」作成。本プログラムはこれの一部を構成。 ●Xは、事業団における身分を付したX名義の論文(甲5)をS57年1月にCNES技術者に発表。 ●Xは、帰国後「海外研修報告」の中で、ランデブー解析プログラムを作成したことを成果として報告。但し、このプログラムが本プログラムとは明かしていないため、事業団は本プログラムの存在を当時知らなかった。	●Xのフランス留学は個人留学であった。 ●事業団は、本プログラムの作成費用・CNES型コンピュータ使用料を負担していない。 ●事業団から作成について指示は全くなかった。 ●本プログラムと共に論文(甲5)をX名義で作成、CNESに公表。	●Xのフランス留学の目的・成果に鑑みると、本プログラムは職務著作に当たるといえるべきである。 ●本プログラムのソースコードやオブジェクトコードを公表したものでないから、論文(甲5)の発表をプログラムの著作物の公表といえることはできない。

資料2-②プログラムごとの整理一覧

作成年月日	プログラム番号	翻案であるか否か	職務著作に該当するか※判断前提は資料3参照	職務著作に該当するか(X主張への高裁見解)	プログラムの作成者	著作物性の有無	プログラムの作成経緯(高裁の認定)	作成経緯(X主張)	作成経緯(事業団主張)
S58年1月(X作成) 衛星設計第1グループ副主任開発部長	13 (KALMAN「オジナル9次元」)	(認定された前提)事業団の職務著作である。	●「法人等の発意」有り;Xは事業団の認可が無いまま本プログラムを作成したとしてもXの職務遂行上その作成が予定・予期されるものであった。 ●「職務上作成する著作物」該当:認可するものしないものも含めて事業団の業務であるから。 ●「法人等が自己の著作の名称の下に公表するもの」該当:公表されるとしたら当然事業団の名称により公表されるべきものである。	●(X)本プログラムの作成提案は事業団に反対され、Xが独力で行ったもの。事業団はその費用も支出していない。一事業団内部の政策的な判断により認可されなかったとしても、事業団の業務から切り離されて私的なものとなるわけではない。	●Xが作成者	●著作物性有り ●各ステップの組み合わせ・順序・サブルーチン化等で多様な記載が可能であるところ。作成者の工夫がこらされ、個性が認められる。 ●本プログラムは、公知のカルマンフィルタを単にプログラムに書き換えただけのものではなく、公知のカルマンフィルタを利用してまとまったプログラム体系を構築し、記載したところに創作性が認められる。	●S58年1月、事業団の認可が無くまま本プログラムを作成。 ●Xが「MOS-1」の設計に關与した形跡は無い。	●Xが全ステップを作成した。 ●本プログラムはMOS-1とは無関係。 ●事業団は本プログラム作成に反対し、作成費用の支出もしていない。	
S58年3月(委託契約締結)～ S58年6月(X作成) 衛星設計第1グループ副主任開発部長	11 (STAT「オジナル」)	(認定された前提)著作物ではない。	著作物ではない。	—	—	●著作物性無し ●第1～7ステップにおいて、選択する余地があるのは変数とする記号として何を選ぶかという程度である。 ●第8～12ステップの式の展開に工夫の余地・選択の余地はほとんど認められない。 ●第13ステップは選択の余地がない。 ●第14ステップは選択の余地がなく、選択の幅は著しく狭い。 ●本プログラムは全体として表現に選択の余地がほとんど無く、わずかに選択の余地がある部分においてもその選択の幅は著しく狭いので、作成者の個性を反映させる余地は無い。	●S58年3月、事業団は「ETS-V」の開発を決定し、MELCOIに設計・製造を委託。 ●S58年6月、Xは、MELCOIが作成した「ETS-V」の静的スピン安定性を解析するために本プログラムを作成。(先立って、Xは安定性が低いことを指摘) ●S58年7月頃、「ETS-V」の設計が変更された。	●本プログラムに係る解析は事業団「誘導制御部門」(受託会社三菱電機(株))が担当すべき業務 ●Xは好意から本プログラムを作成 ●最も簡単なプログラムが作成された時点でこのようなプログラムは無かったので著作物性が認められるべき。	●極めて単純なものであるから著作物には該当しない。
S58年12月(委託契約締結)～ S59年4月(納品) 衛星設計第1グループ副主任開発部長	1 (DYNA) 2 (STAT)	— ●本件プログラム11が著作物で無い以上、本プログラムはその二次的著作物ではない。→Xに原著作者の権利は無い	●「法人等の発意」有り;Xは事業団の認可を得て、CRCを指揮監督し、本プログラムらを作成した上で、当該著作物は予定又は予期されていたものである。 ●「職務上作成する著作物」該当:作成過程から認められる。 ●「法人等が自己の著作の名称の下に公表するもの」該当:公表されるとすれば、当然事業団の名称により公表されるべきものである。	—	●CRCの従業員ら・Xの共同で作成 ●Xの指揮監督のもと、CRC・Xが共同でプログラミング作業を行った。 ●Xは指揮監督を行ったが、CRCは自らの創意工夫によりプログラミングを行ったため、CRCは一部ステップの単純作業を行ったにすぎない(X主張)とはいえない。	— —	●S58年12月、事業団・CRC間でX提案の業務計画支援のためのプログラム作成委託契約が締結された。 ●XはCRCに論文を示し、説明を行いCRCがプログラミングを行った結果本プログラム(1及び2)が完成。S59年4月に事業団に納品された。 ●CRC・事業団間の契約は、実績ベースの対価支払いを行う単価契約であった。	●X個人の自由な研究・発想により本質部分を構成していた。 ●Xが全ステップの作成を行った。 ●Xの指揮のもと、CRCが一部単純なステップを作成。	●CRC担当者の創作によるものである。 ●事業団の業務におけるETX-Vミッションカイセキプログラムの一環として作成されたことは明らか。
S59年4月(委託契約締結)～ S60年3月(納品) 人工衛星開発本部技術試験衛星グループ副主任開発部長	6 (DYNA-A)	—	●「法人等の発意」有り;事業団の認可を得てCRCを指揮監督して作成したもので、職務上本プログラムを作成することは予定又は予期されていた。 ●「職務上作成する著作物」該当:作成過程から認められる。 ●「法人等が自己の著作の名称の下に公表するもの」該当:公表されるとすれば、当然事業団の名称により公表されるべきものである。	—	●CRCの従業員ら・Xの共同で作成 ●Xの指揮監督のもと、CRC・Xが共同でプログラミング作業を行った。	—	●S59年4月、「ETS-Vミッション解析」業務計画のため、要修正とされた本件プログラム1の改修のための業務委託契約をCRCとの間で締結。作業場所は事業団、使用機材は事業団のものであり、対価は事業団からCRCに支払われた。 ●本件プログラム1を改修した本プログラムがCRCにより作成され、S60年3月に事業団に納品された。 ●本プログラムは、本件プログラム1に機能を追加したもので、Xの指示に基づき追加部分の具体的なプログラミングはCRCが行った。	●本件プログラム1の大規模改修・発展させ作成したものである。 ●CRC担当者は、Xが導き出した基礎方程式をXの指示どおりに機能的に組み込んだだけ。 ●事業団はCRCの作業費の一部負担したのみ。	●CRC担当者の創作によるものである。 ●事業団の業務におけるETX-Vミッションカイセキプログラムの一環として作成されたことは明らか。
S60年4月(委託契約締結)～ S61年3月(納品) 人工衛星開発本部技術試験衛星グループ副主任開発部長	3 (KALMAN-1) (改正法適用＝公表不要)	●本件プログラム13は事業団の職務著作である。よって本プログラムの著作権がXであるとの前提によるX主張は、その前提を欠く。→Xに原著作者の権利は無い	●「法人等の発意」有り;Xは事業団の認可を得て、CRCを指揮監督し、本プログラムらを作成した上で、当該作成は予定又は予期されていたものである。 ●「職務上作成する著作物」該当:作成過程から認められる。 ●「法人等が自己の著作の名称の下に公表するもの」該当:公表されるとすれば、当然事業団の名称により公表されるべきものである。	—	●CRCの従業員ら・Xの共同で作成 ●Xの指揮監督のもと、CRC・Xが共同でプログラミング作業を行った。 ●CRCは、プログラムの概念設計、詳細設計、プログラミングを行い、Xと連動して本プログラムの作成に関する論文発表を行っているため、歴史的単純作業のみ行った(X主張)とする主張は不当。	—	●Xの提言により、本件プログラム13を改修の必要があると判断した。 ●S60年4月、CRC・事業団間で委託契約が締結された。 ●Xは、CRCに対し、本件プログラム12及びXがGNESで発表した論文(甲5)のアルゴリズムを示し、具体的な指示を行った。 ●CRCは設計・プログラミングを行い、Xの検証を受け、本プログラムが完成。S61年3月、CRCから事業団に納品された。	●Xの指示のもと、CRC担当者が簡易なプログラム付加の単純作業を行った。 ●本件プログラム13の二次的著作物である一者作権・著作人格権はXに帰属する。	●CRC担当者の創作によるものである。 ●事業団の業務におけるETX-Vミッション解析プログラムの一環として作成されたことは明らか。